

利用者を募集します！

こども③でも通園制度を 開始します！



こども誰でも通園制度とは？

- ・保護者の就労等の保育必要要件を問わずに保育園を利用できます。
- ・一時預かりが「保護者の立場からの必要性」に対応するものに対して、本制度は、保護者のために「預かる」ものではなく、家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて、こどもの育ちを応援する目的です。
- ・保育所等に通園していない0歳6か月から満3歳未満のこどもが対象です。
- ・月10時間まで利用できます。

対象のこどもの要件

次の①・②のすべてに該当するこどもが本制度を利用できます。

- ① 利用日において0歳6か月から満3歳未満のこども
- ② 保育所・幼稚園・認定こども園等に通園していないこども

利用 時間

こども1人につき月10時間まで利用可能

8:30～11:30・13:00～16:00（土日、祝日、年末年始を除く）
※30分単位の利用で1日あたり1時間から3時間まで

利用 料金

30分あたり**150円**（施設に直接お支払いください。）

実施 施設

勝央町立吉野保育園（勝央町美野1097番地）

利用 開始

令和8年4月から利用が可能になります。

※利用には事前に支給認定と面談・利用予約が必要です。

【お問い合わせ先】

勝央町役場健康福祉部こども未来室（電話）0868-38-1192

勝央町立吉野保育園（電話）0868-38-5025